

# 高石市教育委員会定例会会議録

(令和2年6月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	令和2年6月24日 午後4時30分
閉 会	令和2年6月24日 午後5時06分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 社会教育課長代理 兼青少年対策班長 兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 菅 原 庸 晴 学校教育課 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こ ども 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 主 事 : 西 村 勇 亮

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 令和3年度使用教科用図書採択に係る高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

学校教育課長	<p>本件は、令和3年度から使用する教科用図書の採択について、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し、諮問することを承認いただくものです。</p> <p>なお、大阪府教育委員会より示されています令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項の教科用図書選定委員会運営要領の項目において、「単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会を設置すること」、「教科用図書選定委員会は、教育委員会の諮問により教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申すること」となっています。</p>
採決	可決

・議案第2号 令和2年度高石市学校評議員の委嘱について

学校教育課長	<p>高石市立小学校及び中学校の管理運営規則第3条の4並びに高石市立学校評議員実施要項において、小学校及び中学校に学校評議員を置き、学校運営の透明性を高めるとともに、学校が保護者、地域住民等の意向を把握し、その信頼に応え、家庭や地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進していくことを目的として、学校長の推薦により、教育委員会が委嘱をしています。このたび、別添のとおり各小学校及び中学校の学校長より推薦者名簿が提出されていますので、承認いただくものです。</p> <p>なお、任期については、委嘱された日からその日の属する会計年度の年度末日までとなっております。</p>
西中委員	<p>評議員によって開かれた学校づくりとか、あるいは地域社会の方々からできるだけ意見を聴取して学校経営に生かすという趣旨のようですが、この人数は、例えば東羽衣小学校が8名で、高石中学校が4名ということで差があるようですが人数に何かきまりがあるんですか。</p>
学校教育課長	<p>法律で決まっているというわけではありませんけれども、やはり地域の声を聞くということで、本市としては5名前後の人数枠で各学校に指示しています。</p>
西中委員	<p>5名前後というのは、法律で決めているわけやないんですか。特に人数について、教育委員会のほうから学校長に指導を入れるというようなことはないんですか。</p>
学校教育課長	<p>先ほど申し上げましたとおりで、地域の方からの意見ということである程度の人数の確保は必要ということと、また、多様な人材に入っただけだと信じております。</p>
西中委員	<p>それなら、少ないところには指導を入れているということになるんですね。はい、わかりました。</p>
採決	可決

・議案第3号 高石市立野球場及び運動場管理運営規則の全部改正について

社会教育課長	<p>本件は、5月に開催されました教育委員会臨時会議案第1号の「市長からの意見聴取について」により、説明しました高石市立運動場条例の全部改正に係る条例制定が令和2年第2回高石市議会定例会において可決されたことに伴い、同法施行規則を制定するものです。</p> <p>なお、施行期日については、令和3年4月1日としております。</p>
西村委員	<p>新たな規則では、第13条で遵守事項というのが決められていて、その中の第4項、酒類を携行し、飲酒しないことが定められているんですが、キャンプ場ではありますけれども、飲酒等はできないという理解でよろしいんでしょうかという点が1点と、それから、喫煙について、遵守事項として喫煙の禁止ということが書かれていないんですが、この点は入れなくていいんでしょうかという点、2つ質問をさせていただきます。</p>
社会教育課長	<p>まず、飲酒に関してですが、当該施設はやはり教育施設ということもありますので、飲酒については遠慮いただくということにしています。</p> <p>次に、喫煙については、各施設においても原則禁煙としており、そういった条例もあります。しかしながら、全面禁煙は難しいということで、当該施設については分煙としており、所定の場所での喫煙となります。あまり人の来ないような場所に設置しており、この施設利用者の子供への影響についても配慮しているところです。喫煙場所につ</p>

	いては、現地で案内文を掲示して周知しています。
西村委員	分かりました。公共の施設なので、基本的には禁煙が条例で網がかかっているということで理解させていただいてよろしいですね。
社会教育課長	はい。
西村委員	やっぱり運動施設でせっかく健康になろうというのにそこで喫煙をしていけば元も子もありませんし、子供たちがそれを見ているということになりますので、やっぱりその辺はきちんとしていただいたらと思います。
採決	可決

・議案第4号 高石市立高師浜総合運動施設指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について

社会教育課長	<p>本件は、高石市立高師浜総合運動施設の指定管理者制度導入に係る指定管理者候補者選定委員会委員について、地方自治法第138条の4第3項及び高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第3項の規定に基づき、23ページの候補者名簿のとおり委嘱するものです。</p> <p>なお、委嘱日については、第1回高石市立高師浜総合運動施設指定管理者候補者選定委員会開催の日から、また、任期については、委嘱日から高石市立高師浜総合運動施設指定管理者候補者決定の答申の日までとなっております。</p>
採決	可決

・報告第1号 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について

学校教育課長	<p>本件は、令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員会委員の任命並びに委嘱について、前回の5月の定例会において、教育長をして臨時代理する旨の議決をいただき、令和2年5月29日付で任命並びに委嘱した旨、報告させていただくものです。</p> <p>高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、別表の6名の方を選定委員会委員としての任命並びに委嘱を教育長に専決いただきましたので、その旨報告するものです。</p> <p>なお、教科用図書採択に係る公平性の担保のため、閲覧者用資料から委員名簿は割愛しております。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、27ページ記載の学校教育課1件、社会教育課3件の報告をするものです。
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和2年5月12日から令和2年6月23日までの当教育委員会関係諸行事について、各課より報告。
木寄教育長	承認する。